

公立大学法人滋賀県立大学コンプライアンス委員会規程

平成 26 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 160 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学コンプライアンス推進規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。ただし、ハラスメント、研究活動の不正行為防止等審議機関が別に定められている事案については、原則として当該委員会等において審議するものとする。

- (1) コンプライアンスの推進にかかる制度および体制の整備に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項
- (3) コンプライアンスにかかる通報に関する事項
- (4) コンプライアンスにかかる情報の公表に関する事項
- (5) その他コンプライアンスに関し必要な事項

2 本学のコンプライアンスの推進に関する事項は、委員会の議を経るものとする。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常勤の理事
- (4) 事務局次長

2 前項に定める委員のほか、理事長が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副理事長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときには、職務を代行する。

(委員会の会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、事務局総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。